

214 法学士岡野敬次郎他十三名給費生採用に付伺

〔明治二十年七月十六日〕

〔欄外注記1〕

明治廿年七月十六日

書記官 (永井久一郎) ④

割印 帝国大学総長 (渡辺洪基) ④

文部大臣 (花押) (森有礼)

(辻新次)

総務局長 (中島永元) ④

学務局長 (署名) (久保田護) ④

濟要再回 (山路一遊) ④

会計局長 (久保田護) ④

要再回濟 (池田守拙) ④

〔欄外注記2〕

今般大学院規程改正分科大学研究科規程創定相成候ニ付テハ從前大学院給費学生十名及今回大学院学生ト為リタル〔朱書〕四名別紙之通各分科大学研究科ニ於テ給費生相命度評議會ノ議ヲ經テ此段至急仰高裁候也

追テ新入学之者給費生相命候上ハ本月十一日給費金交付致度此段添テ相伺候也

廿年度經費中大学院給費十五人分子算有之候間右ヲ研究科給費ニ移スヘキ見込ニ有之候也

從前大学院給費学生
 工学士 佐分利一嗣 同 小川梅三郎
 同 田中泰薰 法学士 岡野敬二(次)郎

同 嵯峨根不二郎 文学士 日高真實

同 吉澤市藏 同 戸田恒太郎

理学士 坪井正五郎 医学士 三輪徳寛

新入学大学院学生

農政学 法学士 早川千吉郎

宗教哲学 文学士 徳永満之

哲学ト実践科学トノ關係 同 岡田良平

磁気ノ感応 理学士 長岡半太郎

〔欄外注記1〕

〔文部省第九八四号 七月六日(辻新次) (永井久一郎) (池田守拙) 往復課学 付配布 ④ ④ ④〕

〔甲第三百二拾五号〕〔裁定廿年七月廿五日 (久保田護) ④ ④ ④〕

〔欄外注記2〕

〔朱書〕

〔文部省准允〕自明治十九年至二明治十年、④E4